

地盤情報データベースに関する特記仕様書

受注者は、機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果を「一般財団法人国土地盤情報センター」による検定を受けたうえで、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。

受注者は、地盤情報の公開の可否について、成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経費率算定の対象額としない。

受注者は、納品の際に、（一財）国土地盤情報センターから受領した検定証明書を「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成28年10月）」に規定される OTHRS フォルダに検定証明書を格納することで、成果が検定済みであることを報告する。